

「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」委員名簿

名 称	氏 名	所 属 等
委 員	かみむら としひこ 上村 俊彦	北海道漁業環境保全対策本部 部長
副座長	せ お ゆうじ 妹尾 優二	一般社団法人 流域生態研究所 所長
座 長	ま や ま ひろし 眞山 紘	元 独立行政法人さけ・ます資源管理センター調査研究課長
委 員	やすだ よういち 安田 陽一	日本大学 理工学部土木工学科 教授
委 員	や ま だ ただし 山田 正	中央大学研究開発機構 機構教授

(五十音順、敬称略)

「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」 設 立 趣 旨

天塩川は我が国の最北を流れる大河川で、流域では稲作や酪農などが営まれるとともにその周辺には北海道らしい雄大な自然が残されており、サケ・サクラマスが生息する河川としても知られています。

平成9年に改正された河川法に基づき、平成19年10月には「天塩川水系河川整備計画(大臣管理区間)」が策定されており、この河川整備計画の基本理念としては、『天塩川水系の有する河川環境の特性に配慮し、必要に応じてミチゲーションの考えを取り入れて、テッシーやサケ・サクラマス、イトウ、シジミ等を育む天塩川の有する自然豊かな環境の保全、形成に努める。』こととされています。

その実施にあたっては、魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全を図るため、『天塩川やその支川ではサケ・サクラマスの遡上や自然産卵、カワヤツメなどの生息を確認している。これらの生息環境を維持するためには、流況や河床を適切に維持することに加え、天塩川本支川における縦断経路とあわせ、流入水路等の横断経路についても移動の連続性を確保することが重要である。このため、風連20線堰提、下士別頭首工、剣和頭首工、士別川頭首工、東士別頭首工等において施設管理者と調整・連携し、魚道の整備など魚類等の移動の連続性確保を図る。また、支川などで、砂防えん堤等の横断工作物等の影響で遡河性魚類の遡上がさまたげられている箇所があることから、関係機関と調整・連携したうえで、天塩川流域全体における魚類等の移動の連続性をモニタリングしつつ、横断工作物や樋門地点等における新たな魚道等の整備や既設魚道の適切な維持管理に連携して取り組むなど、サクラマスが継続的に再生産できる河川環境の改善に努める。また、サナル川流域においてサクラマスが遡上し、産卵床が広い範囲で確認されているため、サナルダム建設にあたっては魚道を設置し、ダム地点において遡上・降下の機能を確保することにより、サクラマスの生息環境への影響を最小限とするよう取り組む。サクラマス等と密接な関係があるカワシンジュガイについて、専門家の意見を聴きながらサクラマスとあわせてその生息環境の保全に努める。』こととされています。また、『天塩川下流の汽水域においては、かつて有していた汽水性の水環境や多様な河岸などの河川環境を回復させるための取り組みを実施するなど、関係機関等と連携して、多様な生物の生息・生育環境の保全や整備を図る。』こととされています。

このうち、天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に向けた川づくりやモニタリング等について、魚類等に関する学識経験や知見を有する専門家の方々の意見を聴取するための「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」を設立するものです。(平成19年11月14日)

天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に関する検討を行うため、北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部が天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議を設置することを定めるとともに、その審議事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北海道開発局旭川開発建設部及び留萌開発建設部に、天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 会議は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に向けた、川づくり、目標設定、モニタリング等に係る事項
- (2) サンプルダム建設におけるサクラマスの遡上・降下対策及びモニタリングに係る事項

(組織)

第4条 会議は、学識経験を有する者等のうちから部長が委嘱する者をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 会議に、座長と副座長を置く。
- 4 座長は、委員の互選により選出し、会議の事務を総括する。
- 5 座長は、あらかじめ委員の中から副座長を指名する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長不在の時は、その職務を代行する。

(議事等)

第5条 会議は、座長が召集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第6条 事務局は北海道開発局旭川開発建設部治水課及び留萌開発建設部治水課に置く。

- 2 事務局は、会議の運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。

資 料 一 覧

1. 令和6年度天塩川水系における魚類関連調査結果 ----- 資料－1

- ① 天塩川流域のサクラマス幼魚生息密度調査結果
- ② 天塩川流域の産卵床調査結果
- ③ ペンケニウプ川における魚類調査結果
- ④ サンル川産卵床調査結果
- ⑤ 令和7年度 天塩川水系における魚類関連調査予定

2. 天塩川流域における魚類の生息環境保全及び移動の連続性確保について ---- 資料－2

- ① 令和6年度 天塩川流域における魚類の移動の連続性確保に向けた取組み状況
- ② 天塩川流域における魚類の移動の連続性確保に向けた取組みの評価について
- ③ 天塩川流域における河川流下物等への対策状況
- ④ 流域住民等への情報提供
- ⑤ サンルダム魚道調査実施状況等について
 - ・ 令和6年度 サンルダム貯水池運用状況等
 - ・ 令和6年度 4/1～10/10 における各観測所地点の雨量、流量、気温、水温比較
 - ・ 令和6年度 スモルト降下に関する調査・検討について
 - ・ 令和6年度 サクラマス遡上に関する調査・検討について
 - ・ 令和6年度 サクラマス幼魚移動実態及びサクラマス生息状況に係る調査・検討について
 - ・ 令和7年度 サンルダム魚道施設に係る調査・検討について
- ⑥ 美深橋周辺における河道掘削とサケの産卵状況

3. 令和6年度年次報告書(案) ----- 資料－3